

## 東京医療保健大学大学経営会議委員(学外委員)報酬規程

第1条 この規程は、東京医療保健大学大学経営会議委員(学外委員)の報酬に関する事項を定めるものとする。

第2条 大学経営会議委員(学外委員)の報酬月額は50,000円とする。  
ただし、大学経営会議委員(学外委員)のうち学校法人青葉学園非常勤理事については、報酬月額は支給しない。

2 報酬月額以外に交通費等を支給することができる。

第3条 報酬の支給は、事務職員給与規程に準ずることとする。

### 附 則

1. この規程は、平成21年4月1日から施行する。
2. この規程は、令和2年4月1日から施行する。
3. この規程の改廃は、大学経営会議の議を経て理事会で決定する。